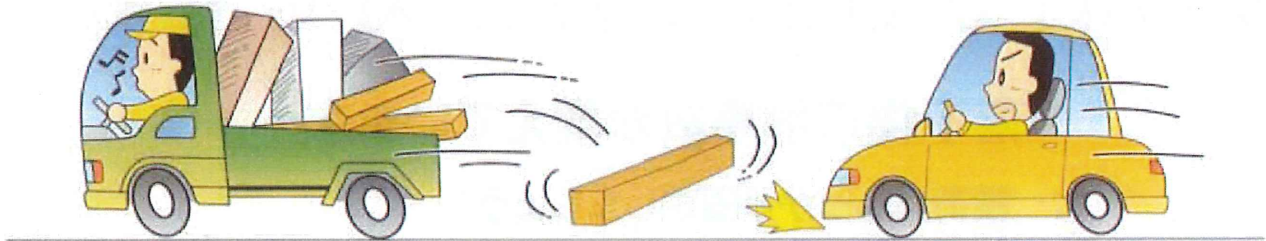


落下物による事故が多発しています!!

落下物により他のお客様に損害を与えたときは、落した方に損害賠償の責任が生じます。



- ★土砂や廃材などの運搬にはシートをかぶせましょう!!
- ★空荷のときも、要注意!!

落下物で多いもの
鉄クズ・角材・ベニヤ板
他に小石やガツチャ
(止め金具)も増えています。

- ★制限速度を守り、スピードは控えめに!!
- ★車間距離を十分にとって、脇見運転をしないように走りましょう!!

落下物による損害に対しては、
当社では責任を負いかねます。

落下物を見つけたら...



道路緊急ダイヤル

#9910

音声ガイダンスが流れます。首都高は〈1〉を選択して下さい。

首都高速道路株式会社では皆さまが安全で快適にご利用できますよう様々な努力をしています。

- ★パトロールや道路清掃を実施し、落下物の早期発見・早期回収に努めています。
- ★24時間ご通報を受理できる体制を整えています。
- ★落下物を確認したときは、情報板などでいち早く皆さまにお知らせしています。
- ★主な料金所で積載方法の指導などを実施しています。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。



首都高速道路株式会社
www.shutoko.jp

緊急事案以外のお問い合わせは 首都高お客様センターへ

- 電話 / (03) 6667-5855
- 営業時間 / 24時間 (年中無休)
- F A X / (03) 3249-1161 (聴覚障害の方専用)

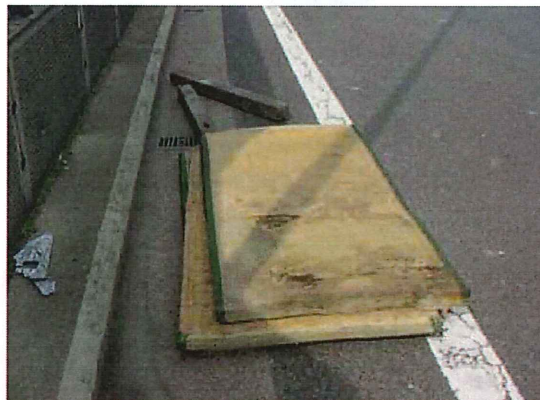
荷台のベニヤ板等が飛び、思わぬ事故が起こります。 あなたの荷物は大丈夫ですか？

落下物接触事故が増えています。

1. 積荷はしっかり固定しましょう！
2. シートをかぶせて落ちないようにしましょう！
3. 空荷のときも注意しましょう！
4. 出発前にもう一度、積荷の確認をしましょう！

落下物により他のお客様に損害を与えたときは、
落とし主に損害賠償の責任が生じます。

写真は実際にあった落下物です。



道路緊急ダイヤル

#9910

事故・故障・落下物など、緊急時には
「#9910」(通話料無料)に連絡してください。

音声ガイダンスに従い、首都高は<1>を選択。

#9910は緊急用です。

交通情報等の一般的なお問い合わせは、首都高お客様センター (03-6667-5855) へ。

休憩施設等の安全な場所に停車しておかけ下さい。

首都高速道路株式会社・高速道路交通警察隊

発生ポイント



カーブ



分流・合流



本線料金所

首都高

事故多発 地点マップ



首都高の安全対策

首都高は交通事故防止のため、交通安全対策施設の設置、安全運転啓発活動などによりハード・ソフト両面から交通安全対策を行っております。



施設接触事故が特に多いカーブ区間の舗装を赤くしています。



前方のカーブ状況や分合流などを図化してわかりやすくし、減速や合流への注意を促しています。



分岐部での衝突の衝撃を緩和し重大事故を防止する目的で設置しています。

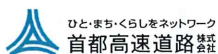
道路緊急ダイヤル
#9910

ご利用
方法

#9910をダイヤル
全国共通・通話料無料

音声案内に従い道路番号を選択
首都高に関する緊急通報は①を選択

首都高担当窓口へつながります



H29年度

死亡事故発生地点マップ

首都高緊急対策中

渋滞の最後尾において、わき見運転等による前方不注意が原因で、追突する重大事故が発生しています。前後の車両の動き等に注視していただき安全運転をお願いします。渋滞の中や後尾では、追突事故が発生しやすい状況になります。前方で渋滞を発見し、低速走行や停止する場合は、ハザードランプを点灯し後続車へ注意喚起をしましょう。



道路緊急ダイヤル #9910

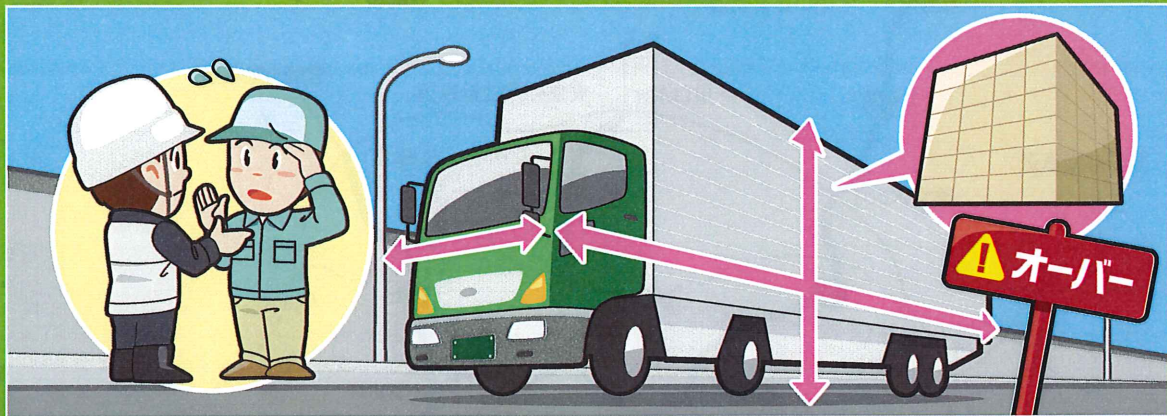
ご利用方法

#9910をダイヤル 全国共通・通話料無料

音声案内に従い道路番号を選択 首都高に関する緊急通報は1を選択

首都高担当窓口へつながります

首都高速道路の車両制限について



道路は一定の構造基準により造られています。このため、道路法及び車両制限令では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を次のとおり定めています。

最高限度（一般的制限値）	
総重量	20.0t
輪荷重	5.0t
軸重	10.0t
隣接軸重	18.0~20.0t
長さ	12.0m
幅	2.5m
高さ	3.8m
最小回転半径	12.0m

重さ指定道路については、
車両の長さや最遠軸距に応じて、
最大25.0tまで許可なく通行できます。

左記の制限を超える**特殊な車両**を
通行させるときには通行しようとする
道路の道路管理者に申請し、
許可を受けなければなりません。

高さ指定道路については、
一定の条件下で**4.1m**まで許可なく
通行できます。

首都高速道路 の 取組み

車両制限令違反の取締強化

首都高速道路(株)では重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取締りを強化しています。

大口・多頻度割引停止措置等の適用

車両制限令違反の取締強化と共に、平成28年10月1日より首都高速道路も大口・多頻度割引停止措置等の適用対象となりました。なお、詳しい内容等については当社HPを参照ください。

www.shutoko.co.jp/company/press/h28/data/09/29_stop/



ご注意

- 許可証は車両に備え付けていますか？ → **車両に備え付けていなければ無許可通行と同じ罰則が適用されます。**
- 許可証に記載された通行経路を守っていますか？ → **通行経路以外の路線は無許可通行となります。**
- 許可証の期限が過ぎていませんか？ → **期限切れは無許可通行となります。**



罰則

許可なく又は許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、又は道路監視員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人等にも同じように科されます。

通行制限区分図



首都高速道路株式会社 (特殊車両担当窓口) **03-5640-4837**

<http://www.shutoko.jp/use/restriction/about/>

